### 令和4年度 JAS構造材実証支援事業



木材のチカラが、 この国の街づくりを変える。

### 事業の構成

JAS構造材活用拡大宣言事業

## 活用拡大宣言

JAS構造材に対する 活用拡大の宣言

### JAS構造材実証支援事業

## 活用宣言で 登録された施工者 による実証

3階以下の戸建専用住宅・事業用併用住宅を除く建築物の実証に係るJAS構造材への支援

JAS構造材の活用に積極的な企業を

## 『見える化』

することで、市場の活性化を図る。

品質が明確化されたJAS構造材を 実際に使っていただき、JAS構造材に対する 利便性を感じていただくことで

『JAS構造材を継続的に利用』 していただける方を増やす。

### スケジュール

JAS構造材実証支援事業では、活用拡大宣言への登録と実証支援事業での事業申請と助成金交付申請の手続きが必要です

#### 活用拡大宣言事業

1) 活用拡大宣言への登録 <宣言様式1号及び宣言様式2号>

受付期間 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月17日

### 実証支援事業(活用拡大宣言で登録された施工者等が申請可)

- 2) 事業申請(事業へのエントリー) <様式1号>
  - 一次募集受付期間 令和4年4月11日 ~ **令和4年5月25日(必着)**※予算の都合で期日前に締め切る場合があります。
- 3) 助成金交付申請(使用したJAS構造材に応じた助成金の申請) <様式6号>
  - 一次募集受付期間 令和4年4月11日 ~ 令和4年9月30日(必着)

### JAS構造材活用拡大宣言事業

宣言様式1号、宣言様式1号(付表)、宣言様式2号、会社情報を (一社)全国木材組合連合会に送付登録したあと、宣言様式4号を自社のホームページに掲載または印刷して事務所に掲示する。

### ■対象者

木造建築物の施工関係者

(施主、設計者、施工者、木材関連事業者)

※既に登録事業者の方は改めての申請はいりません(登録から3年経過した事業者 の方は、事業申請時に新たな目標を策定し提出してください。)

#### ■提出する資料

- JAS構造材活用拡大宣言登録申請書(宣言様式1号)
- ▪誓約書(宣言様式2号)
- 提出企業の概要がわかる資料(株主総会資料、会社概要など)

#### ■募集期限

令和4年4月1日~令和5年3月17日

#### ■提出先

一般社団法人 全国木材組合連合会

(宣言様式1) 令和 年 月 日

#### JAS構造材活用拡大宣言 登録申請書

一般社団法人全国木材組合連合会← 会長 鈴木 和雄 殿←

> 住所 : 会社名 : 代表者名:

宣言

\_\_\_\_\_\_

当社は、確かな性能が表示されているJAS構造材の普及と利

用を行うことを宣言するとともに、業務の実施にあたって、

目標 令和 年 月までに (8年後の目標)

<del>に向けて努力することとします</del>

上記の登録を申請します。

なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページ(<a href="https://www.jas-kouzouzai.jp">https://www.jas-kouzouzai.jp</a>)で、当社の連絡先等が公開されることを了解します。

・宣言文について

JAS構造材の利用量の拡大等を、 イメージできるキャッチコピーを作成してください。

例①(工務店の場合)

「JAS構造材 利用率アップ!!」

例②(設計事務所の場合)

「無垢ファースト設計!」

例③(製材工場の場合)

「JAS構造材増産宣言!」

例(4)(木材流通業者の場合)

「JAS構造材常時取り扱っています」

例(5)(発注者の場合)

「JAS構造材(CLT)を使った倉庫建設宣言」

目標について

3年程度の期間の具体的な数値目標を明記する。 例)「JAS構造材を使った〇〇を5棟以上建築」など

#### JAS構造材活用宣言事業者 登録申請書(付表)

# 1. 基本情報 (必須) 事業者名 代表者名 住所 \*\* Tel/Fax

#### 2-1. JAS構造材供給事業者企業情報

TI JIIO III ZII MATKUL	AC III	114
担当	*	担当者名または担当部署名
連絡先 Tel/Fax	*	
連絡先 E-Mail	*	
業種	*	製材業・木材市場業・流通業・プレカット業
		<ul><li>その他()</li></ul>
JAS対応品種	*	機械等級区分構造用製材・軸組壁工法構造用製材
		·CLT
対応樹種	*	
対応可能地域	*	
合法木材供給事業者	*	登録 No
CW 法の登録木材関連事業者	*	登録 No
森林認証制度 CoC 認定取得者	*	登録 No
その他 PR	*	

#### 2-2. JAS構造材利用事業者企業情報

担当	*	担当者名または担当部署名
連絡先 Tel/Fax	*	
連絡先 E-Mail	*	
Alle one	*	建築物発注者・設計者・施工者
業種		<ul><li>その他(</li></ul>
対応可能地域 (県単位)	*	
CW 法の登録木材関連事業者	*	登録 No
森林認証制度 CoC 認定取得者	*	登録 No
その他 PR	*	

(注1) ※印の項目については本事業のホームページに掲載します。

基本情報は必ず明記してください。「事業者名」、「代表者名」、「住所」、「電話番号・FAX番号」

・事業者の主な業態によって「2-1.供給事業者企業情報」か、「2-2.利用事業者企業情報」を選択して明記してください。 (両方当てはまる場合は兼用も可)

	業態
	木材市場業
供給事業者	流通業
供和事未有	製材業
	プレカット業
	建築物発注者
利用事業者	設計者
	施工者

(宣言様式 4)

JAS構造材活用拡大宣言

登録年月日:令和 年 月 日

宣言事業者 No:

住所 : 会社名 : 代表者名:

宣言			
S.		zi :	
// <u>-</u>			

当社は、確かな性能が表示されているJAS構造材の普及と利用を行うことを宣言するとともに、業務の実施にあたって、

目標	令和	年	月までに
· -			
2			
635			

に向けて努力することとします。

登録の通知 (様式3号=宣言事業者Noが 入った審査結果通知書)が届いたら、 宣言事業者が自ら様式4号に移記して

自社のホームページに掲載

または

印刷して事務所に掲示する。

### JAS構造材実証支援事業

### 本事業では次の7つのJAS構造材の普及及び建築物の 構造部材として実際に使用していただくことを目的としています。

- 1 機械等級区分構造用製材(以下「機械等級製材」)
- 2 枠組壁工法構造用製材 及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材(以下「2×4製材」)
- 3 直交集成板(以下「CLT」)
- 4 構造用集成材
- 5 構造用単板積層材(以下「構造用LVL」)
- 6 構造用合板
- 7 構造用パネル

### 事業概要:対象事業者

#### 本事業に申請できるのは実証事業の対象物件の建築業者であり、 以下の条件を 全て満たした施工者とします

建築工事業または大工工事業の建設業の許可を受けた法人格を有する事業者

- ア)JAS構造材活用拡大宣言事業で登録を受けた事業者
- イ)実証事業の内容を行う意思と具体的な計画を持ち、事業を的確に 実施できる事業者
- ウ)実証事業の経理その他の事務について適切な管理体制と処理能力をもつ事業者
- エ)独占禁止法の排除措置命令や課徴金納付命令を受けていない事業者
- オ)建築確認申請または建築工事届で施工者と確認できる事業者 またはその事業者から本事業を申請する権利を委譲された事業者

### 事業概要:対象事業者(3件以上申請)

実証事業を3件以上申請できる者は、3件目の事業申請をするまでに、以下の条件を 全て満たした施工者とする

- カ)クリーンウッド法に基づき同法の登録実施機関から登録を受けた事業者であること
- キ)次のいずれかの要件を満たすこと
  - ・木材SCM支援システム「もりんく」の登録を受けた事業者 又は
  - ・山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結したJAS構造材 生産施設を有する宣言事業者と共同申請する事業者

#### 申請の上限について

※ 建築確認申請の用途区分が「長屋」又は「共同住宅」の場合、一者あたりの申請数の上限は5件までとします。

#### 本事業は新築及び増改築を行う建築物のうち、建築確認申請または建築工事届を提出し、 以下の条件を全て満たす物件とする

- ア)建築確認申請又は建築工事届の建築主が国に該当せず、建築物の用途が本事業の 規定に沿う建築物
- イ)3階以下の戸建て専用住宅および事業用併用住宅を除く建築物
- ウ)建築物において基礎より上部の躯体部分の建築工事に、本事業以外の国、地方公共団体、公的機関からの補助・助成を受けていない建築物(地方公共団体の財源による単独事業の助成は可)
- エ)助成対象の床面積(4階建て未満の建築物の非木造部分を除く)が10㎡を超える 建築物
- オ)指定する構造部位でJAS構造材を使用した建築物
- カ)建築主が事業の成果の公表に同意した建築物
- キ) 林野庁が作成した「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイド ライン」により施工者が炭素貯蔵量を算出する建築物

### 手順① 建築物の建築階数、建築確認申請の用途区分を確認する

		建築物	の階数	7
建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号	4階以上	4 階未満	1
一戸建ての住宅	08010	0	×	*
長屋	08020	0	0	*
共同住宅	08030	0	0	
寄宿舎	08040	0	0	1
下宿	08050	0	0	
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	0	×	*
外継團 (中略)	08070	0	0	7
美術館その他これに類するもの	08152	0	0	1
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	×	×	<b>*</b> 3
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170	0	0	1
(中略)				
公茶使所、体態所又は始稼ハ人の宇宙所の工家	08310	0	0	1
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320	0	0	1
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	0	0	* 4
工場(自動車修理工場を除く。)	08340	0	0	]
(中略)	I 08580 I	U	I U	
ダンスホール	08590	0	0	-
タンスか ル 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	×	×	*:
卸売市場	08610	0	0	1
(中略)				•
その他	08990	0	0	

用途区分による対照表については、事業のホームページに 掲載しております。

- ※1 4 階未満の戸建て住宅、兼用住宅及び事業用併用住宅は本事業の対象としません。
- ※2 本事業の対象となりますが、1事業者あたり上限値があります。
- ※3 本事業の対象としません。
- ※4 国の施設は対象としません。

#### 手順② 建築物を助成対象とするための条件を確認する

### 指定する構造耐力上主要な部分(以下「構造部」)の全部または一部に 次のうち1つ以上のJAS構造材の品目を使用する

- 機械等級製材
- · 2×4製材
- · CIT
- 構造用集成材
- · 構造用LVL

#### →指定する構造部

- ・『機械等級製材』→構造部の柱、梁桁、トラス、土台
- ・『2×4製材』『CLT』『構造用集成材』『構造用LVL』 →構造部の柱、壁、床、屋根、横架材

#### 手順③ 対象となった建築物を階毎に『助成対象階』か非かを区分する

『JAS構造材』を構造材として使用している階のみが『助成対象階』となります。

#### 手順④ 『JAS構造材』の助成対象の木材を特定する

『助成対象階』で使用された『JAS構造材』が助成対象となります。

- ◇ JAS構造材
  - 機械等級製材(併用される目視等級製材(乾燥材)を含む)
  - -2×4製材
  - -CLT
  - •構造用集成材
  - ·構造用LVL
  - -構造用合板
  - ・構造用パネル

### 手順⑤ 助成対象の『JAS構造材』の使用材積を算出する

乾燥処理された表示がされている目視等級区分構造用製材(以下「目視等級製材(乾燥処理)」については、「機械等級製材」が『JAS構造材』と区分された場合のみ『JAS構造材』として扱います。目視等級製材(乾燥処理)を単独で『JAS構造材』とすることはできません。

手順②で指定した構造部で使用したJAS構造材の品目は非構造部に使用したものであっても『JAS構造材』として扱います。

例)手順②で機械等級区分構造用製材を柱に使用 →その物件の助成対象階で使用された機械等級区分構造製材は、『JAS構造材』として区分される

助成対象階で使用された『JAS構造材』の材積を品目ごとに算出します。

#### 手順⑥『JAS構造材』の助成金額の計算方法を確認する

- ・JAS構造材として区分された『機械等級製材』および『目視等級製材(乾燥処理)』、『2×4製材』、『構造用集成材』、『構造用LVL』は、使用する(した)材積1㎡当たり66,000円の単価となります。
- ・JAS構造材として区分された『CLT』は、使用する(した)材積1㎡当たり140,000円の単価となります。
- ・JAS構造材として区分された『構造用合板』、『構造用パネル』は、調達費(木材代 +プレカット加工費+施工現場までの運搬費)の1/2が助成金額となります。

#### 手順⑦ 調達費を算出する際の値引き、加工費、運搬費ついて

調達費を算出する際に、値引き、加工費、運搬費は、以下の考えに基づいて按分します。

(事業のホームページで公開している「助成金算定表」を使用して算出してください。)

- 値引き額は、値引き対象となるすべての項目に金額割合で按分します。
- ・加工費、運搬費は、対象となる木材の材積に対して按分します。

加工費、運搬費に計上できる費用は、以下の項目に当てはまる経費となります。

- ・加工費…プレカット工場での木材の切削、養生塗装に係る費用になります。
- •運搬費…助成対象の木材を施工現場に運搬する経費になります。

### 手順⑧ 助成額を確認する

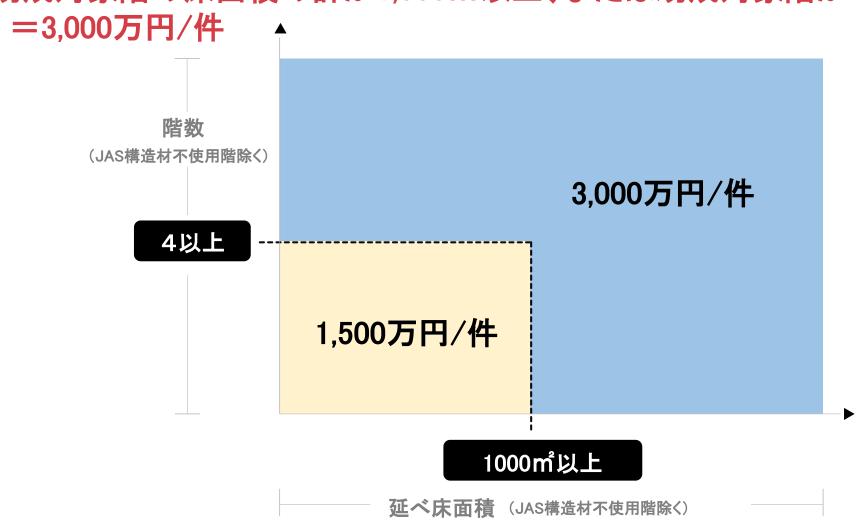
助成額は次の表の(1)、(2)、(3)の算出結果のうち一番低い額になります。(上限額あり P20参照)

JAS構造	材の区分	(1)事業申請時算出額 ①+②+③	(2)交付申請時算出額 ①+②+③	(3)実際の調達費 ①+②
構造用製材	助成単価	使用予定のJAS構造材の 材積の合計に左の助成単 価を乗じた金額①	使用したJAS構造材の材 積の合計に左の助成単価 を乗じた金額①	調達費(実績)の合計額①
2×4製材	66,000円/m³			
構造用集成材				
構造用LVL				
CLT	助成単価 140,000円/㎡	使用予定のCLTの材積に 左の助成単価を乗じた金 額②	使用したCLTの材積に左 の助成単価を乗じた金額 ②	
構造用合板	調達費で算出	調達費(見積)の1/2の金額③	調達費(実績)の1/2の金額③	調達費(実績)の1/ 2の金額②
構造用パネル				

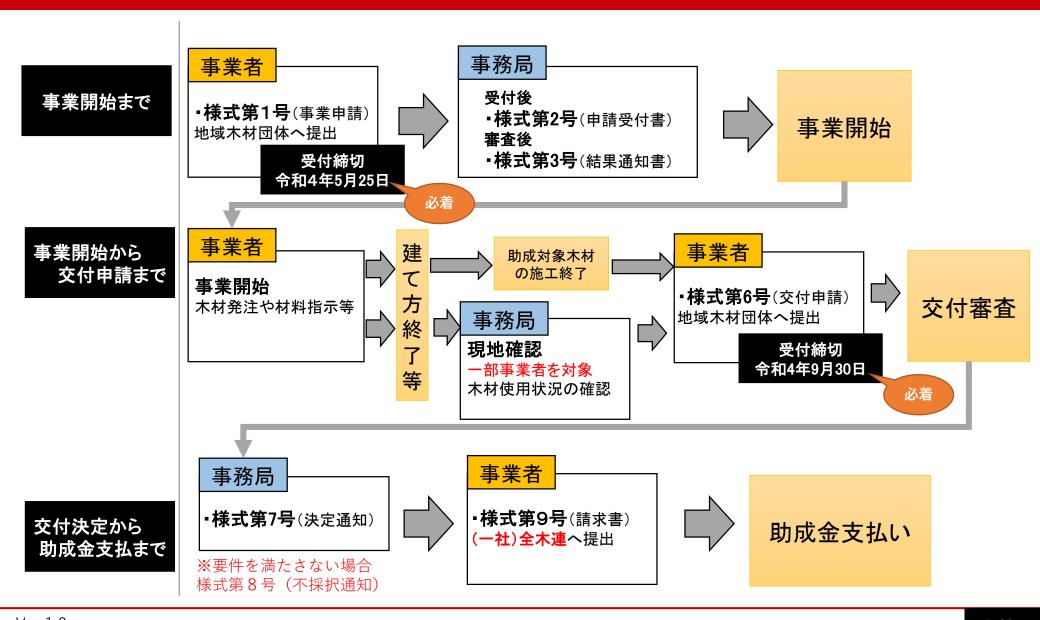
## 助成上限額について

(申請1件当たりの助成額の上限)

助成対象階の床面積の計が1,000㎡以上、または助成対象階が4以上



### 申請の流れ



全木連からの結果通知書(様式第3号) の日付以前に発注された木材は、助成対 象にできませんのでご注意ください。

■提出先 申請する物件の住所にある地域木材団体

#### ■提出物

- ①様式第1号、別添、別紙1、別紙2 JAS構造材実証支援事業申請書
- ②建築工事業又は大工工事業の建設業許可証の写し
- ③建築確認申請書のコピー(受付印があること)
- ④申請物件の助成対象となるJAS構造材 が判別可能な配置図・平面図・立面図・軸組図・梁伏せ図等
- ⑤助成金算定表(エクセルデータ)及び見積書 (JAS構造材の予定使用量、予定調達額がわかる資料)
- ⑥助成金振込先の銀行口座情報
- ⑦申請数が3件以上の事業者は、 クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者 であることを示す登録証のコピー
- ⑧申請数が3件以上の事業者は、「もりんく」の登録情報 又は安定供給協定の締結等に関する資料および共同 申請

※申請者が委譲を受けた者の場合、委譲書及び当該物件の施工者 との関係がわかる資料(契約書等) 様式第1号 令和 年 月 日

JAS構造材実証支援事業申請書

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 鈴木 和雄 殿

宣言事業者No. 会社名

代表者役職名・氏名

当社は、JAS構造材実証支援事業助成金交付規程に基づき、下記物件について 必要な資料を添えて実証支援事業に申請します。

記

1. 物件の概要

1. 物件の名称	
2. 物件の所在地	
3. 事業担当者の所属・氏名	
4. 事業担当者の連絡先	Ŧ
住所:	
Tel: Fax:	E-mail:
5. 共同申請者の有無 (図印)	※「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し提出
	□ あり

\*E-mailのアドレスの記入は必須とします。

2. 付属資料

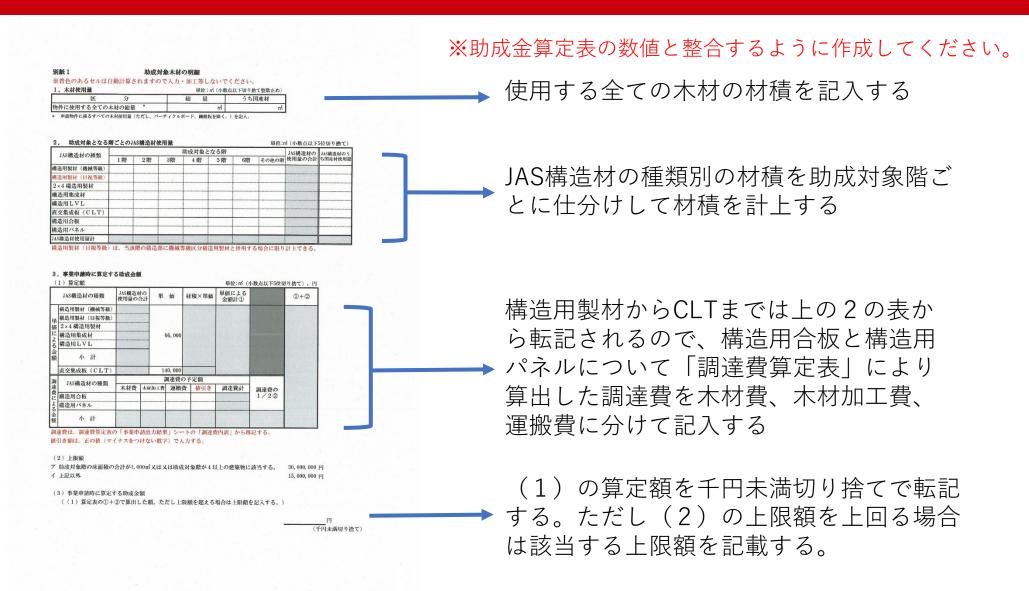
別添のとおり

受付締切 令和4年5月25日(必着)

### I:事業申請一別添

别添 JAS構造材実証支援事業申請書付属資料 申請時空欄(事業申請受付後に決定します。) 2. 事業者名 3. 物件名 申請する建築物の情報を記入する 4. 建築確認申請の物件の用途 用途番号: 5. 物件の階数 階 6. 延べ床面積 建築確認申請の延べ床面積 7. 使用するJAS構造材の種類及び使用する構造部 □ 機械等級区分構造用製材 ( □ 柱 □ 梁桁 □ トラス □ 土台 ) □ 枠組壁工法構造用製材 (□柱□壁□床□屋根□横架材) 使用するJAS構造材の種類と使用 (枠組壁工法構造用たて継ぎ材を含む) (□柱□壁□床□屋根□横架材) □ 構造用単板積層材 (LVL) (□柱□壁□床□屋根□横架材) する構造部位を記入する □ 直交集成板 (CLT) (□壁□床□屋根□横架材) □ 構造用合板 □ 構造用パネル ※使用するすべてのJAS構造材の種類に図を入れ、JAS構造材の種類ごとに助成対象木材の要件と なる構造部 (該当するもの全部) の種類に図を入れる。 8. 助成対象木材の建て方完了予定月 口上 建て方が完了する予定の時期 口中 令和 月 旬ころ 口下 9. 申請の要件を満たす確認情報等 ア JAS構造材活用宣言事業者に該当します □ はい □ いいえ イ 交付規程別添1に定める事業を行う意思及び具体的計画を有し 事業を的確に実施できる能力を有しています □ はい □ いいえ ウ 実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理 体制及び処理能力を有しています □ はい □ いいえ エ 「独占禁止法」に基づく排除命令又は課徴金納付命令を受けて 申請者が申請の要件を満たしてい □ はい □ いいえ オ 建築確認申請の施工者又は、施工者から委譲を受けた施工者です □ はい □ いいえ カ 建築物の基礎より上部の躯体部分において、本事業以外に国等 るかの確認を申告する からの補助や助成を受けていません。 (ただし、補助や助成の財源に国庫からの助成金等が含まれて ないことを確認できた場合は除く。) キ 申請後、他の補助金を受けた場合には速やかに報告します。 □ はい □ いいえ 3件以上申請する場合は、次欄も記載する。 (1) クリーンウッド法登録番号: 登録年月日: Ħ ①木材SCM支援システム「もりんく」の登録者 ②安定供給協定を締結したJAS構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請 ※(1)は必須かつ(2)は①、②のいずれか該当する項目に図を入れ、該当することを証明す る資料を添付する。

### I:事業申請一別紙1



### I:事業申請一別紙2

別紙 2		
JAS構	造材実証支援事業に係る確認及び同意書	‡
	Are	fr 11 11
(+ W. L. + + - + + T. T. + 1) + + + +		年 月 日
(事業申請者の名称及び代表者氏	(名)	
名称:	144	
代表者氏名:	様	
	(建築主の住所・氏名等)	
	(建衆王の住所・氏石寺) 住所:	
	注形:	
	氏名:	(i)
物件の名称:		
初下9名称:		
	支援事業に事業申請する上記物件につい	
	事業以外に国の補助金、助成金等(地フ	
公的機関等が国の補助金等を受け	て実施するものを含む。)を受けてい	ません。今後、受け
る予定もありません。		
もし、補助金を受けた場合には	速やかに事業申請者を通して全国木材料	H合連合会(以下
「全木連」という。)に報告しま	す。	
	Γlit	」の場合☑ □
なお、以下の補助金、助成金等	を受けた、又は受ける予定がありますな	が、国の補助金、助
成金等が含まれていないことを当	該補助金、助成金等の交付の主体の資料	ネにより確認してい
ます。		
補助金等名:	補助金等の交付の主体	
2. 1に反して、国庫補助を受け	たことが判明した場合は、交付決定の即	攻り消し又は補助金
の返還となることを理解しました		
	Γίπο	」の場合図 □
2 今大浦ボ 宝紅東業も利用!		
	て建築した建築物について、建築物のタ	
状況、使用した木材等を示す写真	、設計図面、使用した木材の種類や使用	月量、工法、仕様、
状況、使用した木材等を示す写真 面積等建築物に係る基本情報につ	、設計図面、使用した木材の種類や使用 いて、無償で報告書、広報誌、白書、/	月量、工法、仕様、
状況、使用した木材等を示す写真	、設計図面、使用した木材の種類や使用 いて、無償で報告書、広報誌、白書、/	月量、工法、仕様、
状況、使用した木材等を示す写真 面積等建築物に係る基本情報につ	、設計図面、使用した木材の種類や使用 いて、無償で報告書、広報誌、白書、/ ことに対し同意します。	月量、工法、仕様、
状況、使用した木材等を示す写真 面積等建築物に係る基本情報につ ムページ等で公開することがある	、設計図面、使用した木材の種類や使用 いて、無償で報告書、広報誌、白書、/ ことに対し同意します。 「はい	月量、工法、仕様、 ペンフレット、ホー い」の場合図 ロ
状況、使用した木材等を示す写真 面積等建築物に係る基本情報につ ムページ等で公開することがある 4. 全木連が必要に応じて、実証	、設計図面、使用した木材の種類や使用 いて、無償で報告書、広報誌、白書、ハ ことに対し同意します。 「はい 事業を利用して建築する建築物についっ	月量、工法、仕様、 ペンフレット、ホー い」の場合図 ロ
状況、使用した木材等を示す写真 面積等建築物に係る基本情報につ ムページ等で公開することがある 4. 全木連が必要に応じて、実証	、設計図面、使用した木材の種類や使用 いて、無償で報告書、広報誌、白書、ハ ことに対し同意します。 「はい 事業を利用して建築する建築物についっ	月量、工法、仕様、 ペンフレット、ホー い」の場合図 ロ
状況、使用した木材等を示す写真 面積等建築物に係る基本情報につ ムページ等で公開することがある	、設計図面、使用した木材の種類や使用 いて、無償で報告書、広報誌、白書、ハ ことに対し同意します。 「はい 事業を利用して建築する建築物について 意します。	月量、工法、仕様、 ペンフレット、ホー い」の場合図 ロ

申請する物件について、**建築主**に建築費に対する<u>補助金の利用の有無を確認していただくとともに、実証事業の結果の利用・公表や現地確認のための立入等について同意</u>いただいた**確認及び同意書**(本様式に建築主が記入し**署名・押印**したもの)を**事業申請者あて**に提出していただき、事業申請者はその**写しを全木連に提出**する。(原本は事業申請者が保管しておく。)

### I:事業申請一共同申請

#### 様式第1号(共同申請)

共同申請者 共同申請者 連携① 連携② 連携② 宣言事業者No. 宣言事業者名 事業者名 作表者職名・氏名 印 代表者職名・氏名

共同申請者 共同申請者 連携③ 連携④ 宣言事業者No. 宣言事業者No. 事業者名 作表者職名・氏名 印 代表者職名・氏名

印

即

 共同申請者
 共同申請者

 連携⑤
 連携⑥

 宣言事業者No.
 宣言事業者No.

 事業者名
 申業者名

 代表者職名・氏名
 印

3件以上申請する事業者で安定供給協定 の締結による場合は、JAS構造材の生産者 と本様式により共同申請してください。 (それ以外の場合は必要ありません。)

#### ④申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な平面図・軸組図・梁伏せ図等

■〈軸組構法 平面図の例〉(※枠組壁工法もこれに準ずる)

○ JAS構造材:機械等級製材 ヒノキE90

○JAS構造材:目視等級製材 ヒノキ1級 SD20

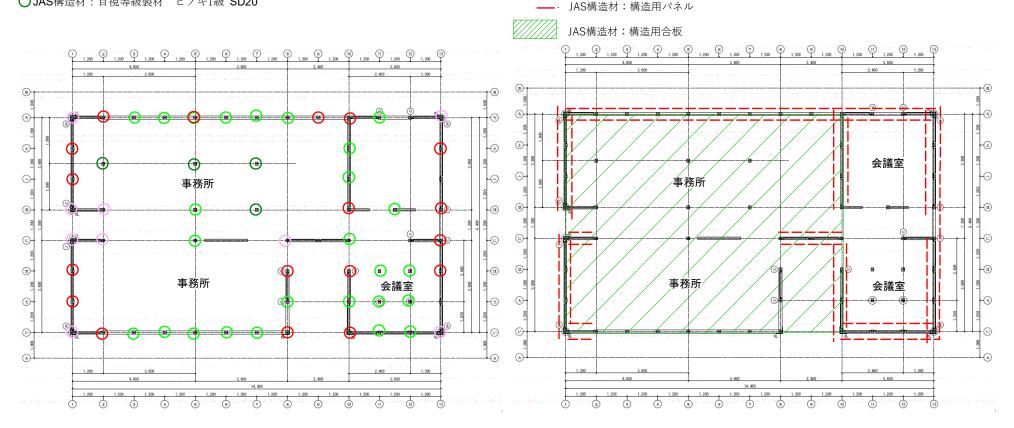
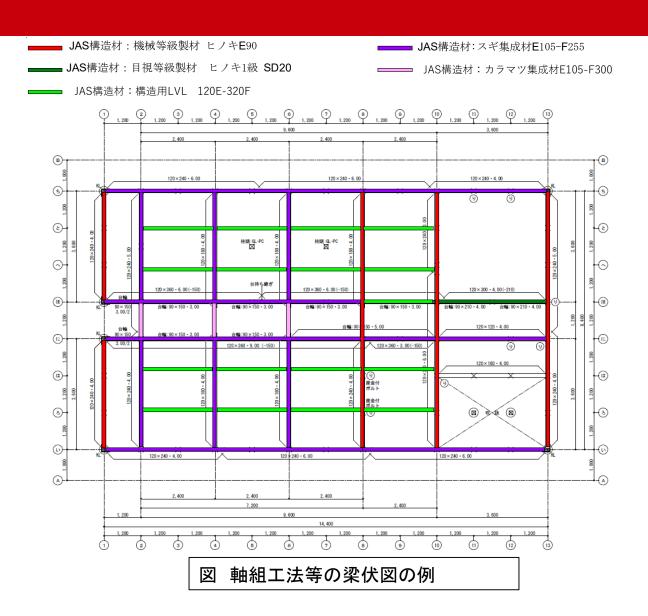


図 軸組工法等の平面図の例

### I:事業申請:提出図面(伏せ図の場合)



### I:事業申請:見積書

5見積書 (表紙と明細を合わせて提出する。)

見積書

JAS構造材建設株式会社 日 担 等

下記のとおり御見積もり申し上げます。

目視等級については乾燥 処理の表示が必要とな ります。

物件

名: 全木連事務所 新築工事

期: 別途お打ち合わせ

見積有効期限 : 令和2年4月末

金 額

¥

3.800.000

(税抜)

株式会社全木プレカット

埼玉県●●市●●-●

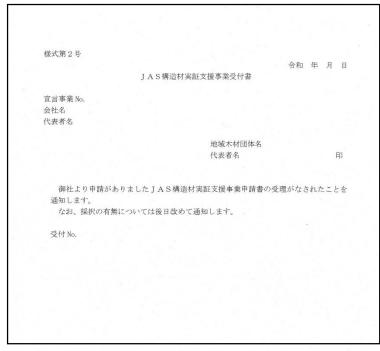
tel 048-

令和2年4月1日

								数量	単価	金額	材積	
番号	名称	樹種	種類、等級		寸注	去(mm	)	(枚)	(円/枚)	(円)	(m <sup>3</sup> )	備考
1	1 階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105	× 1	05 >	< 2790	38	***	***	***	JAS構造材
2	1 階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105	× 1	05 >	< 2950	9	***	***	***	JAS構造材
3	1 階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105	× 1	05 >	< 2950	19	***	***	***	JAS構造材
4	1 階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105	× 1	05 >	< 2400	2	***	***	***	JAS構造材
5	1 階柱	ヒノキ	JAS目視等級製材/1級SD20	105	× 1	05 >	< 2700	18	***	***	***	JAS構造材
6	土台	ヒノキ	JAS目視等級製材/1級SD20	105	× 1	05 >	< 3050	50	***	***	***	JAS構造材
7	1 階梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105	× 2	210 >	< 2500	42	***	***	***	JAS構造材
8	1 階梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105	× 2	210 >	< 4000	65	***	***	***	JAS構造材
9	1 階梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105	× 1	20 >	< 2500	67	***	***	***	JAS構造材
10	1 階梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105	× 1	20 >	< 4000	67	***	***	***	JAS構造材
11	大引き	ヒノキ	製材/無等級	105	× 1	05 >	< 3050		<b>*</b> **	×××	***	JAS構造材
		<b>E</b> >	上线	105	X		2050		×××	***	XX	
88	鉛直構面	ラーチ	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820	× 9	10 >	< 12	140	***	***	***	JAS構造材
89	鉛直構面	ラーチ	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820	× 9	10 >	< 12	4	***	***	***	JAS構造材
90	プレカット基本料							1式	***	***	***	
91	構造材プレカット費		・JASであること、JASであることがあることがあることがあることがあることがあることがあることがあることが					12	***	***	***	
92	羽柄材プレカット費		の等級を明示してく	だ				15	***	<b>**</b> *	***	
93	送料		さい。					1式	***	***	***	
94	値引き								***	***	***	
			合 計							***	***	

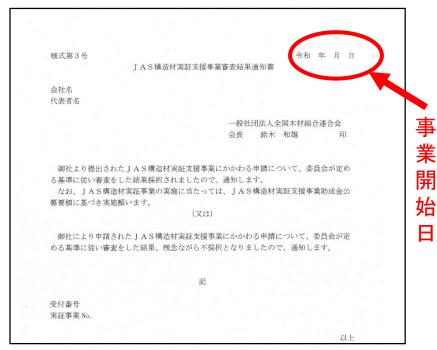
### Ⅱ:事務局からの通知

#### ■様式第2号 JAS構造材実証支援事業受付書



事業申請を受け付けたことを 地域木材団体から通知いたします。 採択の結果については、様式3号で 連絡します。

#### ■様式第3号 JAS構造材実証支援事業採択通知書



採択結果の通知になります。

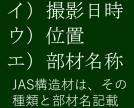
この通知に<mark>記載された日より事業開始</mark>となります。

この日以降に発注された木材が助成の対象となります。

#### ■写真撮影(※詳しくは事業のホームページの「写真撮影の手引き」を参照ください。)

- ①荷受け検収写真 材料を現場に荷受けした際の写真 検収ごと(トラックでの搬入の場合はトラックごと)に撮影
- ②施工写真 助成対象木材の写真を撮影
  - JAS構造材の種類ごと、部材種ごと(柱、 梁、壁、床等)に撮影JASマークのあるものは、JASマークが わかるようにアップのものも撮る
  - ・施工状態がわかるように、内観の全体 図がわかるような写真を、黒板無しで 撮影

写真により確認できない 部材は助成できない場合 があります。



工事名



写真 施工写真の例

#### ■写真撮影(※)

- ③建て方完了後に建物の全景写真(2方向から) 黒板があるものと、ないものをそれぞれ撮影
- ■交付申請書の書類作成

建て方終了後ではなく、揃えられる書類は事前に作成する。

※ i ~ iii のかかれた黒板とともに撮影( i )工事名、( ii )撮影日時、( iii )部材種



写真 建物の全景写真の例

事務局および地方木材団体は、

一部の実証支援事業において、 現地で建て方完了後のJAS構造材の利用状況を 確認させていただきます。

現地確認の対象事業者には、 事務局及び地方木材団体から連絡させていただきます。

現地確認の対象となった際は、確認可能な日の連絡、現場の調整等など、ご協力をお願いします。

#### ■提出先

申請する物件の住所にある地域木材団体

- ■提出物
- ①様式6号 JAS構造材実証支援事業助成金交付申請書 別添 JAS構造材実証支援事業助成金交付申請書付属資料 別紙 助成対象木材の明細及び交付申請書 様式6号-2 JAS構造材実証支援事業報告書

様式6号(共同申請) 3件以上の申請の場合

- ②助成対象JAS構造材の実調達費がわかる資料 (請求書、領収書及びその内訳が記載された明細書等)
- ③助成金算定表(エクセルデータ) 林産物JASの使用量及び調達額がわかる資料
- **④審査結果通知書の日付以降に材料発注がされたことがわかる資料** (発注書、材料指示書 等。発注請書では代用できません。)
- ⑤合法伐採木材であることがわかる資料
- ⑥建築確認済証及び事業申請時に提出した建築確認申請又は 建築工事届に変更があった場合、変更後の建築確認申請又は 建築工事届の写し

JAS	構造材実証支援事業助成金交付申請書
一般社団法人全国木材組合連合会	<u>A</u>
会長 鈴木 和雄 殿	
	宣言事業者No.
	会社名
	住所
	代表者役職名・氏名
少ない てお特殊について ※3	町と次切と近こて明己なのなける由連! ナナ
当在は、下記物件について必要	要な資料を添えて助成金の交付を申請します。
1. 物件の概要	
1. 物件の概要	
事業番号	
1. 物件の名称	
2. 物件の所在地	
3. 事業担当者の所属・氏名	
	T
3. 事業担当者の所属・氏名 4. 事業担当者の連絡先 住所:	Ŧ
4. 事業担当者の連絡先	
4. 事業担当者の連絡先 住所:	: E-mail: ) ※「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し
4. 事業担当者の連絡先 住所: Tel: Fax	: E-mail:
4. 事業担当者の連絡先 住所: Tel: Fax	: E-mail: ) ※「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し
4. 事業担当者の連絡先 住所: Tel: Fax 5. 共同申請者の有無 (図印)	: E-mail: ) ※「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し
4. 事業担当者の連絡先 住所: Tel: Fax	: E-mail: ) ※「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し
4. 事業担当者の連絡先 住所: Tel: Fax 5. 共同申請者の有無 (図印)	: E-mail: ) ※「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し
4. 事業担当者の連絡先 住所: Tel: Fax 5. 共同申請者の有無 (図印) 2. 付属資料 別添のとおり	: E-mail: ) ※「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し □ あり
4. 事業担当者の連絡先 住所: Tel: Fax 5. 共同申請者の有無 (図印)	: E-mail: ) ※「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し □ あり

受付締切 令和4年9月30日(必着)

### Ⅳ:助成金交付申請

- ⑦申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な配置図、 平面図・立面図・軸組図・梁伏せ図等(変更があった場合は明記すること)
- ⑧工事記録写真
- a. 材料荷受け時の検収写真(検収毎)
- b. 助成対象木材のJAS構造材の種類ごと、部材種ごとの写真 (JAS構造材の種類ごと、部材種ごとに1枚以上)
- c. 建て方終了時に建物の全景写真(2方向から)
- d. 施工状態がわかるように、各階の内観の全体像がわかる写真

について(i)工事名、(ii)撮影日時、(iii)部材種を記載した黒板と 共に撮影したもの)

- 9建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を示す書面
- ⑩その他事務局が助成金の査定に必要な資料

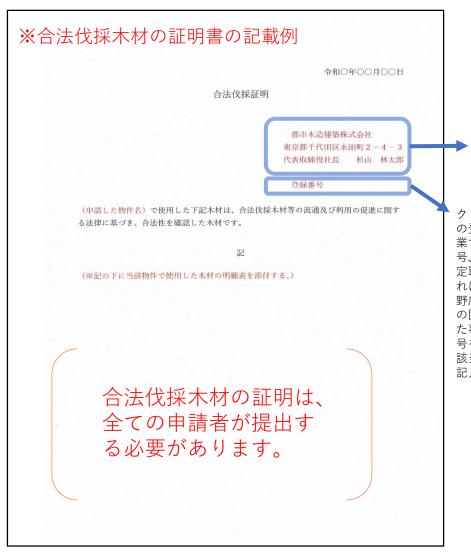


様式1号別紙1の申請時データを転記し、それと同じ要領で算定した実績データを記入

## Ⅳ:助成金交付申請

3 連集地域に使用することを下定した本材による設定機 単位:   ( 小歌点以下が切りを含て )   円   ( 下	※助成金算定表の数値と整合するように作成してください
度女鬼疾胺 (C LT) 146,600   図書館費の产业盤   図書館費の产业盤   図書館費 超引き 調達費別	様式1号別紙1の申請時データを転記 し、それと同じ要領で算定した実績
お額曲計の種類	データを記入
編型用合板	
即時は (組織機能) ( 回線機能) ( 日報機能)	
に限額 対象額の床面積の合計が1,000㎡又は又は助成対象階が4以上の建築物に該当する。 30,000,000 円 □ 以外 15,000,000 円 □ に行中請額 の表 (1)、(2)、(3)の算定額①+②を比較し最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額。 しよ駅銀色組える場合は上限額を記入する。	表3の(1)、(2)、(3)を比較 して最も低い金額を千円未満切り捨て で記載する。ただし、上限額を上回る

### Ⅳ:助成金交付申請



事業申請者 名義で作成 してくださ い。

#### 様式第6号(共同申請) 共同申請者 共同申請者 連携② 連携① 宣言事業者No. 宣言事業者No. 事業者名 事業者名 代表者職名・氏名 代表者職名・氏名 共同申請者 共同申請者 連携③ 連携④ 宣言事業者No. 宣言事業者No. 事業者名 事業者名 代表者職名・氏名 代表者職名・氏名 共同申請者 共同申請者 連携⑥ 連携⑤ 宣言事業者No. 宣言事業者No. 事業者名 事業者名 代表者職名・氏名 代表者職名・氏名 3件以上申請する場合で、安定供給協定 による場合は、共同申請の書類も提出し てください。

### V:交付決定·交付請求

			令和 4	平 月 日
様式第				
	JAS構造材実	証支援事業助成金交付	決定通知書	
会社名 代表者				
		一般社団治	去人全国木材組合連合	会
		会長	鈴木 和雄	印
額で交	より申請がありましたJAS様 付の決定がなされましたので返 、この金額に基づき一般社団法	血知します。		
額で交なお	付の決定がなされましたので通	血知します。		
額で交なお	付の決定がなされましたので证 、この金額に基づき一般社団社 事業 No.	血知します。		
額で交なお実証物件	付の決定がなされましたので证 、この金額に基づき一般社団社 事業 No.	血知します。		
額で交なお実証物件	付の決定がなされましたので追、この金額に基づき一般社団は 事業 No.	血知します。		

様式第9号			
			令和 年 月 日
	JAS構造材実	証支援事業助成金交付請求書	
一般社団法人全国木	材組合連合会		
会長 鈴木 和雄			
		会社名 代表者名	
	爰事業の助成金公募	要領に基づき、下記実証事業	8の助成金を請求します。
JAS構造材実証支払 実証事業 No.	爰事業の助成金公募	要領に基づき、下記実証事業	後の助成金を請求します。
	爰事業の助成金公募	要領に基づき、下記実証事業	後の助成金を請求します。
実証事業 No.	援事業の助成金公募	要領に基づき、下記実証事業	後の助成金を請求します。
実証事業 No. 物件名	援事業の助成金公募	要領に基づき、下記実証事業	後の助成金を請求します。

事務局での交付申請確認後、 交付決定通知書で助成額を お知らせします。 交付決定通知書に記載された金額を記入して、(一社)全国木材組合連合会に送付してください。

### WI:事務局からのお願い

- 審査が円滑にできるよう、申請に必要な書類は公募要領やチェックリストで確認し、すべて揃えて提出いただくようお願いします。
- 審査において提出書類の複写やPDF化をしますので、ホチキス止め、イン デックスの貼布、両面印刷等は**しないで**ください。
- 提出する図面は、A3サイズにより提出してください。

必ず公募要領をお読みください。

### 詳細はウェブサイトにて

https://www.jas-kouzouzai.jp/

JAS構造材

検索



最新情報をメールニュースにて受信できます。 (QRコードから空メールを送信にて登録)



JAS構造材実証支援事業 事務局

TEL:03-6550-8540

FAX: 03-6550-8541

平日10:00~17:30









木材で街づくり @toshimokuzai